

## 平成20年11月 教育委員会定例会会議録

### 1 開会の日時

平成20年11月21日（金）午前9時30分

### 2 出席委員

出光 ケイ 委員長  
三浦溥太郎 委員  
奥寺 康彦 委員  
齋藤 道子 委員  
永妻 和子 委員（教育長）

### 3 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部総務課長	新倉 聡
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
美術館運営課長	森山 武

### 4 欠席説明員

生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
博物館運営課長	柳田 泰光

### 5 傍聴人 なし

### 6 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成 20 年 10 月 22 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

10 月 30 日には神奈川県教育長協議会に出席してまいりました。会議では会務報告終了後、他都市の教育長と意見交換をしてまいりました。どこの教育委員会でも、課題は山積しており、給食費の改定の件や、新学習指導要領移行への取り組み状況などが話題となりました。

11 月 5 日には神奈川県教育委員会と共催の「平成 20 年度喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育フォーラム」を開催しました。このところ大学での薬物乱用が大きな話題となっております。喫煙・飲酒・薬物乱用を効果的に防止するためには、単に有害性に関する知識を提供するだけではなく、「生徒が自ら考え、正しい判断のもとに行動に移せる実践力を育てる」ことが重要であると考え、本市でも各学校において薬物乱用の恐ろしさ、危険さを児童生徒に強く訴えていきたいと考えております。

11 月 11 日には神奈川県市町村教育委員会連合会研修会に出席してまいりました。演題は学習指導要領の改訂について文部科学省の方からご講演をいただきました。

11 月 16 日には、よこすか芸術劇場で市立鶴久保小学校創立 100 周年記念式典を開催いたしました。お忙しい中、出光委員長、齋藤委員にはご参列いただき有難うございました。式典、祝賀会は学校と保護者の強い団結で盛大に開催することができました。

11 月 20 日には社団法人建築業協会による「第 49 回建築業協会賞」の授賞式に出席してまいりました。これは建築業協会が選定した優良建築物が表彰されるもので、今回は横須賀美術館のほか 12 施設が受賞いたしました。これからも施設だけでなく、展示においても注目を浴び、多くの皆様に足を運んでもらえるよう、努力していきたいと考えております。

最後になりますが、今月は各小中学校でフロンティア研究の発表が行われており、お忙しい中、各委員には学校を訪問していただいております。何かお気づきの点などございましたら、お聞かせ願えれば幸いです。

私からの報告は以上となります。

(質問なし)

日程第1 議案第32号『市立光洋小学校と市立鴨居小学校を統合することについて』

委員長 議題とすることを宣言

また議題と関連があるため、報告事項『学校再編検討委員会による鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』をあわせて聴取する

(学校再編担当課長)

議案第32号『市立光洋小学校と市立鴨居小学校を統合することについて』ご説明いたします。なお、議案の説明に当たりまして、報告事項『学校再編検討委員会による鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について』と併せて説明させていただきます。

それでは、お手元の議案第32号をご覧ください。議案第32号は、小規模化の著しい「市立光洋小学校」の規模の適正化を図るため、「市立光洋小学校」と「市立鴨居小学校」を統合するもので、統合の時期は平成22年4月1日とするものでございます。提案理由は記載のとおりでございます。

今回の改正にあたりましては、平成20年10月、先月の教育委員会定例会におきましてご議決いただきました、内川1丁目と佐原1丁目から佐原3丁目を明浜小学校から大矢部小学校の通学区域に変更する「市立小学校及び中学校の通学区域について中改正について」と同様に、地域・保護者・学校関係者で構成する「鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会」を設置し検討協議を重ねていただいております。

それでは、報告資料と別冊の意見書を基にご説明させていただきますので、意見書の表紙をおめくりいただいて、1ページをご覧ください。

光洋小学校及び上の台中学校の規模適正化のために、「鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会」で7回の会議を重ねた結果、まず先に協議が整いました小学校について、10月30日に協議会から教育長あてに意見書が提出されました。

なお、記載のとおり、中学校につきましては、引き続き検討いただくこととなっております。

「1協議事項」をご覧ください。今回、協議会に協議していただいた事項は光洋小学校の規模の適正化についてでございます。

「2協議事項に対する考え方」をご覧ください。協議会では、光洋小学校の規

模適正化を実現するためには、鴨居地域にある光洋小学校・鴨居小学校・小原台小学校の3校に均等に児童を振り分けたとしても、適正規模を維持することが将来的に困難であることから、学校の統合により課題に対応することが望ましいという結論に達しております。

次に、学校の統合案でございますが、「3協議会としての意見」をご覧ください。光洋小学校と鴨居小学校を統合し、通学区域につきましては、両校の学区を合わせたものとするというものです。統合後は、児童の通学距離を考慮して鴨居小学校の施設を使用いたします。統合の時期は、平成22年4月とするということでございます。

2ページをご覧ください。「4その他要望事項」にも記載されていますように、子どもたちの不安解消のため、保護者・教職員・地域及び教育委員会が連携を図り、通学路の安全確保に十分考慮すること、また統合後の教育環境の確保のための施設整備、子どもたちの心のケアに十分配慮するよう要望が出されておりますので、今後、具体的な対応をしていきたいと考えております。

また、意見書の2ページ以降には、参考資料として、協議会の委員名簿や、検討経過などが記載されておりますので、後ほどご確認ください。

報告資料の1ページをご覧ください。この意見書を受けて、庁内の「学校再編検討委員会」で検討した結果、意見書のとおり学校の統合により課題に対応することが適当であるとの結論に達しましたので、記載の学校の統合案のとおり報告させていただきます。この報告内容に基づき、議案第32号として提出させていただきます。

なお、報告資料の3ページ以降には、参考資料といたしまして、協議会の位置付けや、鴨居地域の小学校の児童数等の現状などが、4ページには鴨居地域の小学校の通学区域図が、5ページには統合後の通学距離及び学校統合による効果といたしまして、統合後の学校規模について、検討のための基礎資料を記載してございます。また、学校再編検討委員会の開催状況も記載してございます。

以上、議案第32号「市立光洋小学校と市立鴨居小学校を統合することについて」及び報告事項「学校再編検討委員会による鴨居地域小・中学校適正配置検討協議会意見書の検討結果について」説明させていただきました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

( 斎藤委員 )

学校の統合でいろいろご苦労されたかと思いますが、大体学校を統合するという場合、ご父兄の方・地域の方は、やはり心情的にかなり抵抗があるかと思うのですが、現実的に考えると、あまりにも小規模な学校では教育効果が、と

ということがあって、やらざるを得ないという面があるのだと思うのですが、こういった検討を重ねていく間に、特に光洋小学校のご父兄の方・地域の方は、大体ご理解をいただけてつづけるという風に考えてよろしいのでしょうか。

(学校再編担当課長)

先ほど、委員の一覧を見ていただきましたように、協議会には、当該校のPTA会長等保護者の方、それから当該地域の町内会長、民生委員の方など地元の方々に入らせていただいております。この手法は、各地域の皆様方に、地域の学校として、どのようにしたら良いか考えていただきたいということで、こういうメンバー構成とし、お話し合いいただいております。協議会のなかでも、いろいろな議論がございました。ただ、この協議会のメンバーの皆様は、この学校が、斎藤委員からご指摘ありましたとおり、これだけ小規模になっているのだから、子どもたちの教育環境を整えるためにも統合したほうがよいという方向で考えていただけました。ただご指摘のとおり、保護者のすべての方が統合に諸手をあげて賛成ということではございませんでした。これは、校長をはじめ教職員の努力で、小規模校の良さというのが出ているのに、それがなくなってしまうのはさびしいといったことや、統合したとなると、校舎は鴨居小学校を使いますので、地図にございますように、いままで団地の中にあった学校から、少し離れた、1.5kmくらいですが、学校に通わなくてはいけないので、交通の安全面に対する不安があり、どうしてくれるのかという話などがありました。10月には、保護者の方に対する教育委員会の説明会を行いました。そのなかでもそういった意見が大多数でしたが、ただ小規模のままで良いから統合に反対ということではなくて、統合した場合に団地の中にずっといた子どもたちが外に出ることについて、不安を訴える声が多く、特に反対ということではなかったと子どもは受け止めております。ただ心情的に反対だという方はいらっしまったと思います。ですが、その場で様々な対応策を説明し、PTA会長とも面会をさせていただいてご説明したところ、子どもたちにとって教育環境がよくなる、友達が増える、という方向で捉えていただけるということでした。それ以降も保護者の説明会などで光洋小学校へ行って、PTA会長と直接お会いする機会はなかったのですが、校長・教頭から、話を伝え聞いており、それほど大きな反対はないし、今後も決定したからといって、ネガティブに受け止められることはないという風に子どもも考えております。

(永妻教育長)

今、協議会の検討経過、それから庁内での検討経過をご説明いただいたのですが、平成22年4月1日という日に統合を設定した理由について、直近では先

日 100 周年を迎えた鶴久保小学校と陽光小学校の統合もございましたので、そういう例も踏まえてのことだと思えますけれども、設定した経緯等につきまして、ご説明をいただければと思います。

( 学校再編担当課長 )

鶴久保小学校と陽光小学校の統合をこの教育委員会で決定いただいたのが平成 16 年 10 月でした。平成 16 年 10 月に今回の議案と同様に議決をいただいて、実際に統合したのが平成 18 年 4 月です。議決から統合まで 1 年半の期間でございました。今回も 11 月に決定させていただいて、平成 22 年 4 月ですから、1 年半には若干欠けますけれども、1 年と 5 ヶ月ということになります。この期間が妥当かどうかですが、第 1 に統合を決めた理由が、まず子どもたちの数が少なく規模が小さいので、統合したほうがいいということに同意をいただいたわけです。ですから、1 日も早い統合が、子どもたちの教育環境の改善のために望まれます。ただそうは申しまして、学年が 3 月に終了し、4 月に新たな年度が始まりますので、統合の時期は 4 月ということになります。一番早いのは今度の 4 月ということになりますが、5 ヶ月程度しかありませんので、とても準備が整わないというわけで、直近で、現実的な時期ということで、平成 22 年の 4 月としました。これは、鶴久保小学校のケースでも 1 年半だったことや、また、諸準備を整えるにあたって、教育委員会でも鶴久保小学校のケースがノウハウとして蓄積があり、また鶴久保小学校で統合した際の教頭先生がまだ在職されておりますので、その方にノウハウを両校の管理職に伝えていただいて、準備もできます。統合にあたって、鴨居小学校の若干の施設整備が必要となってまいりますので、施設整備については、次年度 1 年間かけて行って参ります。また、それから両校の教職員については、カリキュラムのすりあわせを、PTA については PTA の規約について、会費を一緒にしたり、役員の選出なども決め、新しくひとつの PTA にしなければいけないということがあるなかで、1 年 5 ヶ月の期間があれば十分足りるであろうという判断をして、平成 22 年の 4 月ということでご提案をしている次第でございます。

( 三浦委員 )

考慮されているとは思いますが、教室の数は大丈夫でしょうか。

( 学校再編担当課長 )

報告資料の 3 ページをご覧くださいと思います。3 ページの 2、鴨居地域の小学校の現状の ( 1 ) 学校の状況で、鴨居小学校、下から 3 行目ですが、普通教室が 33 室ございます。基本的には足りません。ただこの中で、さきほど施

設整備について触れましたけれども、例えば、いままで違う目的で使っていた教室を子どもの数が増えるので、普通教室として使うなど、トータルな教室の改修であるとか、給食を運ぶための小さなエレベータを設置するということを予定しており、今まで使っていたところを変更しなくてはいけないなどということはございますけれども、今の鴨居小学校の施設で、子どもの数が増えて、クラスが増えても、収容できるという判断で、鴨居小学校と打ち合わせを進めているところでございますので、心配はございません。

(出光委員長)

鶴久保小学校にも伺わせていただきまして、その時には、前の陽光小学校の、今までの積み重ねというか魂をなくさないようにという試みが随所に見られ、心を打たれた印象がございました。今回の統合はまだ議決に至っていないので、あくまで仮定ということになってしまうかもしれないのですが、もし鴨居小学校と光洋小学校が一緒になった場合に、光洋小学校の方たちの思い出づくりというのもこれから約1年半の期間で、模索していくことも重要ではないかと思えます。その点については、これからの話ということになるかと思えますが、議決に至ったのち、今度は検討委員会ではなくて、実施委員会で進めていこうというような青写真を地域の方や保護者の方たちと描かれているのでしょうか。

(学校再編担当課長)

議決いただければ、来年度4月から、統合推進協議会という組織を立ち上げさせていただけたいと考えております。光洋小学校の学区の町内の方、鴨居小学校の学区の町内の方、それから鴨居小・光洋小の教職員、当然保護者の代表の方が入って、協議会を作っていただき、統合をスムーズにするためにはどういったことが必要かということそれぞれ話しあっていただくものです。そのなかで、今委員長から話しのありました、光洋小の記憶といったものをどういった形で残すのかということも話あっていただく予定です。先日光洋小の評議員さんの集まりに行った際には、光洋小学校で昔タイムカプセルを埋設しているということがありまして、その扱いについても話がありましたので、少し学校と検討させていただきたいと申し上げてきました。そういうことも含めまして、これからひとつひとつ思い出を残していくことやうまく統合するための準備を、平成22年4月に向けて考えていくということでございます。

(生涯学習部長)

統合をしていくなかで、平成22年の統合に向けて、もちろん保護者も子どもたち自身も心配をしているわけですが、そのなかでもやはり教員がものすごく

心配をしています。子どもたちへ、平成 22 年に向けて、学校の教育がどうなっていくのかということをお心配しておりました。ただし先生方ですから、子どもがその場所にいるからそういう教育をしているのであって、それがいろいろな部分でいけば、また新たな教育をして、新たな子どもたちの育成に向かって進めていこうということ、私たちは、鴨居小学校も光洋小学校も含め、先生方の力を信じております。その信じた力とともに教育委員会は、支援をしっかりとしていく必要があるという認識をもって、進めていきます。先生方の力を十分に発揮していただきながら、子どもたちの教育がうまく進めていけるように、努力していきたいと思っておりますし、先生方にも努力していきたいと考えています。先生の力はあるので信じております。

( 奥寺委員 )

統合される方の子どもたちのことや、先生たちのことをいろいろおっしゃいましたけれども、このように環境が変わるということは、あることかと思う。もちろん、心配しなければいけないし、フォローしなければいけないことであるけれども、人生においていろいろ変わっていくなかでのひとつの経験だと思う。心配されるのはよくわかるけど、順応性を養うためには、いい経験になるのではと思います。今は、いろいろなところで至れり尽くせりということが多く、心配もなく進んでいくことが多い。そのなかで、このような経験は、いい機会だと、先生も子どもも保護者もそのように考えていただければよいかと思います。

( 出光委員長 )

もちろん先生たちのこれからのご苦労もいかにばかりかと思いますが、大人よりも子どものほうが柔軟性に富んでいると思います。先生方、教育委員会のバックアップはもちろんなのですが、ぜひ子どもたちの柔軟性をリードできるように尽力できればと思っております。それとこれから、こういう統合というのは、横須賀市だけでなく、いろいろなところで出てくる問題だと思います。しかしながら、これが良い指標、これまでの例を見ても、学校のそこそこに両校のイズムが残っていると感じられるので、今後統合する地域の方が出てきた場合にも、あそこがちゃんとやっているから大丈夫だというような何か明るさをもたらすような、統合になることを期待しております。決して数合わせや大人の道理で物理的にやっているのではないということをお子どもさんたちによく知れ渡るように、今後とも私たちががんばりますし、皆さんにもよろしく願っています。



( 学校再編担当課長 )

度々話題に出ています、鶴久保小学校と陽光小学校の統合の際には、この方式ではございませんでした。横須賀市の教育委員会としてはじめて、17年度から外部委員の提言をいただいて、基本方針をつくり、実施計画をつくり進めてきた初めての統合のケースでした。ですから、地元の方々に、地元にとっての小中学校のありかたはどうかというところから話し合っていたという形で初めて実現した方式でしたので、いま委員長からご指摘のありましたように、これをよい参考例にして、今後必要なところには、地元の合意をはかりながら、進めていきたいと考えております。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第32号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第2 議案第33号『指導不適切教員等の取扱いに関する規則制定について』

委員長 議題とすることを宣言

( 教職員課長 )

議案第33号についてご説明いたします。議案第33号は、市立学校の市費負担教員等のうち、指導が不適切であるものの取扱いに関し必要な事項を定めるために制定するものです。

説明資料4ページをご覧ください。教育公務員特例法が、平成19年6月20日に改正され、平成20年4月1日より施行されております。

教育公務員特例法の第25条の2におきまして、指導が不適切であると認定した教諭等に対して、任命権者が指導改善研修を実施しなければならないと規定されており、その附則で、指定都市以外の市町村の教育委員会については、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならないと規定されております。

これを受けて、今回、横須賀市が任命権者である横須賀市立学校の市費負担教員等の指導改善研修を実施するため、その取扱いについて、規則として定めるものです。

この規則が適用される教員は、具体的には、総合高校全日制の教員、定時制の養護教諭、幼稚園の教諭、中学校の外国人講師となります。なお小・中学校等の県費負担教職員は、神奈川県教育委員会が規則で定めております。

議案の第2条2項をご覧ください。指導不適切教員等とは、第2条2項の(1)

(2)(3)に該当するものを言います。

説明資料5ページをご覧ください。これは、指導不適切教員等の判定の流れを示したものです。まずは、校長が情報を把握した段階で、校内で観察・指導を行います。改善が見られない場合、校長は、第1段階として、指導を継続すると同時に、日常の教育活動全般について評価し、第一段階の判定基準により、判定をし、第二段階へ進みます。第二段階では、校長は、授業を中心とした評価をしますが、横須賀市教育委員会の複数名の指導主事も授業観察を行い、指導助言を何回か実施します。この第二段階においても改善が見られない場合、校長は、横須賀市教育委員会へ報告する旨、本人に伝えると同時に、本人からも意見聴取をします。校長から横須賀市教育委員会へ報告が上がってきた段階で、指導力判定会を設置し、判定会の意見を参考に、指導不適切教員等の判定を行います。指導不適切教員等と判定した者については、原則1年間の研修を実施いたします。

横須賀市教育委員会は、研修が終了した時点で、指導力判定会の意見を参考に、指導不適切教員等の判定を解除するか、研修期間を延長するか、または、改善の見込みがないと判定します。

改善の見込みがないと判定した場合は、免職及び他の職種への採用の検討、もしくは退職の勧告を行います。退職の意向も見込まれない場合は、分限処分 の検討も行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議ください。

(斎藤委員)

フロー図の最後にある研修までいったとした場合に、研修はどこがどういうプログラムで実施をするのでしょうか。

(教職員課長)

教育研究所が行います。一人ひとり内容が違うと思いますので、基本的には教育研究所の指導主事等が、この人には何が足りないから、こういうことをやろうという計画を立て実施します。ただし、1年間ずっと教育研究所にいるというわけではなくて、当然、授業がうまくいかない方が対象ということになりますので、授業もやりながら、学校と研究所でという形で、それも計画を立ててやりたいと思います。

(永妻教育長)

確認させていただきたいのですが、この指導不適切教員等の判定のフロー図のなかで、状況の把握をしてから、市教育委員会にあがってくる間というのは、

すべて学校のなかで、校長等が授業の観察等をしながら、改善を図っていった、なおかつ効果が上がらない場合に、教育委員会へはじめて報告があがってくるということなのでしょうか。

(教職員課長)

すべて校内で任せるということではなく、この流れでは、第1段階までは校内という形になっていますが、実際には、そういう情報が市教育委員会にあがった段階で、何回か、指導主事等も出来る限り入るようにし、報告があがってくるのを待つのではなくて、出来るだけ報告があがってこないように改善を進めていくという形で行いたいと思います。

(永妻教育長)

新しく来年から導入される教員免許更新制等の関係で、1点、例えばこういった指導なりを受けている教員が、免許更新の時期と重なった場合に、そういう人も受講の資格があるのかどうか、こういう指導を受けている段階での更新というのはまずいと思うのですが、そのあたりの関係はどうなっているのでしょうか。

(教職員課長)

更新講習有効期間の延長というのがございます。今年度更新にあたっているのだけれども、事情があって受けられないので、それを延長してくださいという申請がございます。そのやむを得ない事由の一つに、指導・改善研修中であることと明記されておりますので、指導・改善研修が終わってから更新を受けるという形になります。

(永妻教育長)

各市の判定会等で、指導不適切教員などと判定された教員に対しても、免許更新制の講習は適用されるようになるのでしょうか。

(教職員課長)

当然適用されます。ただ、更新の対象者ではあるけれど、指導・改善研修中は指導不適切教員と判定されているので、あなたは受けられませんという形になります。

(出光委員長)

当然ながら、ほとんどの横須賀市で教鞭をとっている教員の方々は県費負担

の教職員というになると思うのですが、これが要するに、神奈川県ルールを受けてのという形で構成されているのでしょうか。それとも横須賀市ならではのオリジナリティが含まれているのでしょうか。

(教職員課長)

あくまでも任命権者が指導改善研修を行うということになっており、「教育公務員特例法」を受けて、横須賀市教育委員会が行うということになります。ただ中身につきましては、同じ教員でありますので、県教育委員会の流れとすべてではないですけれども、ほぼ同じ形でやっております。

(出光委員長)

ちなみに、1ページに指導不適切教員等とは、ということで、3つの項目があげられていますが、実際にこういったタイプの方が、問題とされているなかで多いのでしょうか。あるいは残念ながら複数の項目にかかっている方が多いなど、大体の傾向で教えていただければと思います。

(教職員課長)

現在のところ、指導不適切教員と認定されるほどの教員はおりません。県費教職員についてもおりません。ただ、苦情等で、この先生はどうなのだということは情報として入ってきますが、苦情があったからその先生が指導不適切教員かという、そうとも限らないので、その辺は簡単に決めることはできないと思います。また程度も、ちょっとここはまずいということもあれば、学級経営や全体にかかるものもありますので、なかなか一言では申し上げられませんが、現在のところ該当するものはいないということでございます。

(出光委員長)

この認定が正直、重石になってしまってもいけないのですが、よくしていこうという前向きなものとして捉えていただければと思います。今後全くゼロというのは難しい、もちろんゼロであってはほしいのですが、前向きに捉えていただければと思います。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第33号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第3 議案第34号『市立学校の授業料等に関する条例施行規則中改正につ

いて』

## 委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

議案第 34 号『市立学校の授業料等に関する条例施行規則中改正について』ご説明いたします。

本議案は、市議会で議決をいただき、10月2日付けで公布されました「市立学校の授業料等に関する条例」を受けて、施行規則を改正することについてお諮りするものであります。

従来から、授業料につきましては減免措置を講じておりましたが、入学検定料及び入学金につきましては、その対象とはしておりませんでした。今回の条例改正で、この入学検定料及び入学金につきましても、減免の対象としたものです。議案の他に、5ページから参考として、変更点を朱書きしたものをご用意しておりますので併せてご覧下さい。

それでは、改定の内容についてご説明させていただきます。第2条本文中「又は保育料」とありますところを「、入学検定料又は入学金」に改めます。これは、「授業料、入学検定料又は入学金の免除」を第2条にし、「授業料の減額」を第3条に、「保育料又は入園料の減額又は免除」を第3条の2に分けて規定するための改定であります。また、同条各号列記の部分中、ひらがな表記の「もの」を漢字表記の「者」に改めます。これは、他の条例規則と表記の統一を図るためでございます。

次に、第3条中「又は保育料」を削除いたします。これも第2条の改定理由と同一であります。

次に、第3条の2第1項を「条例第4条の規定による保育料又は入園料の減額又は免除を受け得る者は、本市市民とし、その基準は、次のとおりとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、本市市民以外の者についても、減額又は免除をすることがある。(1)第2条各号のいずれかに該当する者(2)別に定める幼稚園奨励費補助金の交付を受ける者」とし、第2項を「市長は、前項第1号のみに該当する者に対し、保育料を免除するものとする。」とし、第3項を「市長は、第1項第2号に該当する者に対し、保育料又は入園料を減額するものとする。この場合において、同項第1号にも該当する者については、減額後の保育料の全額を減額するものとする。」と致します。これも第2条の改定理由と同一でございます。

次の第4条は、授業料と保育料の免除期間について規定したものです。

次の第5条では、必要とする添付書類を具体的に列記したものであります。

次の第6条につきまして、内容は従前と変わりませんが、言い回しを平易に改めたものです。

第7条は、第6条を受けて、その申請に対する許否について定めた条項ですが、第6条が副申に関する内容が主であることから、「前条(第6条)」を申請行為そのものを定めた「第5条」に改めるものです。

第10条は、減免対象に入学検定料と入学金が加わったことに伴う改定であります。

第1号様式につきましては、規則本文の改定に伴い所要の整備を行うものであります。

次に施行期日ですが、条例同様に平成21年1月5日からとしております。

以上で議案第34号『市立学校の授業料等に関する条例施行規則中改正について』の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

(三浦委員)

5ページの第3条のところで、授業料又は保育料で、又は保育料の部分に赤線が引いてあって、減免のところに書いてないのですけれども、1ページには保育料も入っているのですがどちらが正しいのか。

(学校教育課長)

第3条につきましては、減額の対象としては、高等学校の授業料のみですので、授業料のみを規定したもので、保育料を削除しております。第4条につきましては、期間を定めたもので、保育料の免除が入っている形になってございます。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第34号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第4 議案第35号『体育会館条例施行規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(スポーツ課長)

議案第35号『体育会館条例施行規則中改正について』お手元の資料によりご説明させていただきます。

この議案第35号は在日米軍の再編計画に関係する自治体に対し、国から交付されます再編交付金の充当事業である横須賀アリーナ空気調和設備改修工事に

伴う暖房・冷房設備使用料の改正を行うものであります。

横須賀アリーナのメインアリーナでは既に暖房設備が設置されておりますけれども、今回の改修工事にて、冷房にも対応するため冷暖房設備へと設備の入れ替えを行っております。そのため、既に設定されておりました暖房料金についても改正するものであります。

まずは、3ページをご覧ください。附属設備の使用料については体育会館条例施行規則第9条に「条例第12条第2項ただし書の規定による会館附属設備の使用料は、別表のとおりとする。」と規定されております。

この別表につきましては、6ページをご覧ください。別表3に「暖房・冷房設備使用料」について規定されております。

今回の改正箇所につきまして説明させていただきます。まずは、括弧書きされております「横須賀市総合体育会館の専用使用の場合に限る。」の「専用使用」を「全面専用使用」へと変更するものであります。競技場は3分の1ずつ区切ったの貸し出しを行っておりますが、空間を隔てることが出来ないため、競技場全面を専用使用する場合にのみ冷暖房の使用を認めるための措置となります。

次に、第1競技場の暖房料金を10,360円から8,100円に値下げし、冷房料金を新たに5,900円と設定するものであります。料金は1時間に必要とされるガスの使用量にガス単価を乗じて算出してあります。また、暖房料金の値下げについては、新たに設置される空気調和設備の性能が向上し、ガスの使用量が抑えられたためであります。

なお、この規則は平成21年4月1日から施行する予定であります。

以上で、体育会館条例施行規則中改正についての説明を終わらせていただきます。

(出光委員長)

今の説明で、6ページにあります横須賀市総合体育会館の全面専用使用の場合に限るとあるわけですが、いままでは、専用使用の場合で、全面ではなくてもこの暖房費を払っていたことになるのですか。

(スポーツ課長)

実際には、3分の1の専用使用もございましたが、その場合には、隣の専用使用、いわゆる3分の1ずつ貸し出すこともできるとされておまして、そのお使いになる方と隣でお使いになる方が話し合いのなかで、暖房を使いたいということがあれば、それは貸し出し可能でした。ただし全面分の料金をいただいていたということになります。ですから、実質は使用するということになりました場合には、全面料金をいただくということに、今までもなっていたとい

うことでございます。

(出光委員長)

今後例えば、私が3分の1で、三浦委員が3分の1で、永妻委員が3分の1といった状況で、誰かがいないといっても、私が使いたいといえれば使用可能で、それをどう折半するかは、使用者の問題ということになるのですか。

(スポーツ課長)

基本的には、そういった場合には、貸し出ししないことになります。

(出光委員長)

そうになってしまうのですか。

(スポーツ課長)

片方が使いたくないという場合もあるので、そのために全面使用ということで、これを定めておくということにしたいと思います。

(管理部長)

競技のなかで、風力で動いてしまうようなものがございます。例えばバトミントンなどです。いま3分割で使っていると、こちらは汗をかくから冷房を入れてほしい。でも片方は風がくるからやめてほしい。そういうトラブルを避けるために全面を使うかたのみにお使いいただくと考えております。特に暖房よりも冷房の場合には風力が出ております。そういう要素でこういう改正にさせていただきました。

(三浦委員)

そのような例はないかもしれませんが、3分の1だけ使って、冷暖房入れてほしいという場合にはどうするのですか。

(管理部長)

その場合は、料金は3分の1にならずに、全額、全面使用した料金をいただく形になります。

(三浦委員)

そうすると「全面専用使用に限り」という表現ですと、3分の1しか使わないときには、使えないのかなという印象を持ってしまうのですが。



(生涯学習部長)

3分の1をご利用いただく場合には、冷暖房はお貸ししないということになります。

(奥寺委員)

貸さないのですか。

(スポーツ課長)

今回は全面使用に限って貸し出すということでやっていきたいと考えております。

(奥寺委員)

3分の1の使用でも貸し出せばよいと思う。全面分の費用を負担してもらって。

(出光委員)

この後出てくる教育委員会の評価において、体育施設がよく使われているというお褒めの言葉が出てきます。暖房に加えて冷房が入ることは好ましいことですが、それによって縛りが出来てしまって、稼働率が下がることは避けたいですよね。市民の方のスポーツ意欲が高いということであれば。使えないというのではなくて、3分の1使って、あとの3分の2使う予定がない場合は、3分の1ではなくて全面分の料金をいただきますけど、それでもよいですか、という対応をすると柔軟ではないかと思いましたが、奥寺委員の指摘もそういうことだと思えます。

(奥寺委員)

今いったように、使いたい人には使わせてあげたい。もちろん条件はありますけれども、今3分の1でも使えるものが、だめだということになるとこれはまたどうなのかなと思う。そうすると、その分今までやっていた人ができなくなる可能性があるということですよ。

(スポーツ課長)

こちらで考えたのは、冷暖房については、3分の1だけ空間が選べません。本来であれば、そこだけが使えるようなものであれば、よかったのですが、どうしても全面になってしまうということで、今ご指摘ありましたように、使わ

れる方が全面分を負担するというのであれば問題ないと思いますが、実際に、過去のなかでは、そういう事例がございましたので、このような形で、全面の場合のみということで貸し出しさせていただきたいと思います。

（奥寺委員）

それは貸し出す方の手間ということでしょうか。いろいろな選択肢があっていいと思います。これしかないというのではどうしようもない。

（総務課長）

本来的にこの空調自身は、建物全体にしか効かないという形になってしまっております。今問題となっておりますのは、それをいくつかの競技で使っている際に、3つの団体等で冷暖房が必要ということになれば、その団体の皆様のお話し合いによりすべてが適用することができるわけでございます。ただ先ほどありましたように、バドミントンをやっているときに、隣でバスケットをやっており、バスケットで汗をかいているから冷房を入れてほしいといったときに、片方の団体が困るといったときに、入れる・入れないという論議がどうしても出てまいります。これがそれぞれの競技団体の方やご本人たち、市にも問題として生じてまいりますので、これは両者が同意できるのであれば、入れさせていただきたいと思います。

（奥寺委員）

そういうケースではなく、3分の1だけ使っているときに、冷暖房が使えないという場合のことです。

（スポーツ課長）

両者のトラブル等が発生した場合に、規定をしておかなければならないというこのうえで、今回の規定にさせていただいたという趣旨でございます。

（斎藤委員）

今、お二人が心配してらっしゃるのは、他に誰も使わないで、3分の1だけ使っている場合にも使えないということになるのではないかとということです。

（永妻教育長）

今おっしゃられたことについては、私も勘違いをしていたかもしれません。おっしゃっていただいたように、使っていただくことを目的とすれば、他の競技と重複した場合で、入れる、入れない、という問題が出てきた場合には、今

の話でよいかと思いますが、3分の1だけしか使わないときに、許可しないというのは、使う人からすると、納得できない話になってしまうかもしれません。

(三浦委員)

もうひとつ今年は暑かったのですが、熱中症のことを考えなくてはならない。使えるものが使えなくて、熱中症になったとなると悲惨なことになります。片方では使わないでほしい、片方では使いたい、その場合には調整が必要だと思います。最初から使わないということを決めておいて、熱中症になった場合には当事者の責任は大きいと思います。

(出光委員長)

お医者様の立場からするとそういった場合の責任の所在というのもご心配かと存じます。

(永妻教育長)

提案者でありながら申し訳ないのですが、いただいたご意見に私もそう思うところがあります。今回、冷房設備が整ったなかで、より多くの方に使っていたきたい思いは同じでございますので、今いただきました、いろいろなパターンについて、どういったときにどういった支障がでるのか、また今までの利用の状況も踏まえ、多くの方に使っていただけるような検討をさせていただきたいと思います。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第35号は、「挙手なし」をもって原案を否決する。

日程第5 議案第36号『物品の買入れについて』

日程第6 議案第37号『物品の買入れについて』

委員長 議題とすることを宣言

(教育研究所長)

議案第36号『物品の買入れについて』及び議案第37号『物品の買入れについて』一括してご説明いたします。

購入する物品は、両議案とも普通教室用パソコンほか周辺機器一式です。

今年度は去る7月に、平成19年度からの繰越予算の執行に伴う小学校18校

分の入札を実施しており、8月の本定例会に議案を提出し、ご審議いただきました。

その後、平成20年度分の予算執行に伴う小学校10校分の入札を去る10月29日に実施しました。また、平成19年度からの繰越予算の執行に伴う小学校9校分の追加入札を11月5日に実施いたしました。

予算区分が異なりますので、入札も分けて実施しており、現在、それぞれの入札の落札業者と仮契約を締結しているため、二つの議案として提出しております。

それでは、議案第36号からご説明いたします。こちらは、平成20年度予算の執行に伴う物品の買入れです。

1ページをご覧ください。購入する物品は、普通教室用パソコンほか周辺機器一式です。後ほど詳しくご説明いたします。買入価格は、34,965千円となります。供給者は、株式会社神奈川ウチダシステムです。

提案理由ですが、議会の議決に付さなければならない財産の取得のため、教育長に委任する事務等に関する規則、第2条第1項第4号の規定により、提出いたします。参考としまして、2ページに同規則条文を抜粋し掲載しております。

次に、3ページをご覧ください。1の購入目的は、市立小学校において、情報コミュニケーション技術を活用した教育を推進するためです。インターネット接続環境やパソコン、プロジェクターなどの情報機器を積極的に活用していくことで、「わかりやすい授業」「多様な情報を活用した学習活動」を展開し、学力の向上につなげていきます。

2の設置場所は、横須賀市立追浜小学校ほか9校の小学校です。

3の購入物品について、ご説明いたします。

(1)のノート型パソコンは、授業や学習活動において、教員及び児童が活用するためのもので、112台を購入します。

(2)のプロジェクターは、パソコン画面上の画像や映像を大型スクリーンなどに投影することにより表示する装置で、73台を購入します。

(3)のパソコン用ラックは、各学級に配備されたノート型パソコンを収納しておくための鍵付きのラックです。プロジェクターの設置台としても兼用できます。112台を購入します。

(4)無線LANアクセスポイントは、学校内のネットワークとパソコン間の通信を無線により行うための装置です。一つの教室に複数台のパソコンを持ち込んで、グループでの学習や作業を行う場合などに使用します。36台を購入します。

(5)その他周辺機器は、パソコンの盗難防止用のワイヤー、パソコンやプ

ロジェクターで使う電源コンセントの延長コード、パソコンを学校内のネットワークに接続するためのケーブルなどです。

4ページをご覧ください。

1の学校別物品数量は、配備する物品の数を学校別品目別にまとめたものです。配備する物品の数は、物品の設置基準に基づいて、学校ごとに算定しております。

なお、2の物品設置基準及び3の全体整備計画につきましては、この後の議案第37号の説明の中でまとめてご説明いたします。

それでは、議案第37号についてご説明します。

こちらは、平成19年度からの繰越予算の執行に伴う物品の買入れです。本年7月に、小学校18校分の整備のために入札を行いましたが、契約差金を使ってさらに9校分の整備を行うこととし、去る11月5日に2回目の入札を行ったものです。

提案理由、購入目的など、先ほどの議案第36号の説明と重複する部分につきましては、省略させていただきます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。購入する物品は、同じく、普通教室用パソコンほか周辺機器一式です。買入価格は、54,600千円となります。供給者は、株式会社JMCエデュケーションズ神奈川センターです。

次に、3ページをご覧ください。

2の設置場所は、横須賀市立浦郷小学校ほか8校の小学校です。

3の購入物品について、は記載のとおりとなっております。

4ページをご覧ください。

1の学校別物品数量は、配備する物品の数を学校別品目別にまとめたものです。

2の物品設置基準について、ご説明いたします。

ノート型パソコンは、普通教室に各1台設置します。

プロジェクターは、学年ごと普通教室2教室に1台の割合で設置し、端数は切り上げて計算いたします。

パソコン用ラックは、普通教室に各1台設置します。

無線LANアクセスポイントは、理科室や図工室などの特別教室用として2台、加えて、パソコン6台に1台の割合で設置し、端数は切り下げて計算いたします。なお、今回提案した二つの議案に関わるこれらの物品は、来年3月に設置する計画としております。また、物品の買入れと並行して、今後、普通教室や特別教室などへの構内情報通信網の敷設工事に着手し、来年2月までに完了する予定です。

次に、3の全体整備計画について、ご説明します。

ICT活用教育推進事業では、平成20年度及び21年度の2ヶ年で、市内のすべての小学校、中学校及び特別支援学校の普通教室に、これらの物品の設置を進めていく計画としています。

平成20年度は、7月の1回目の入札で整備した小学校18校に加えて、今回の2回分の入札で整備する小学校19校を合わせて、合計37校を整備します。

平成21年度は、小学校11校、中学校24校、特別支援学校2校、合計で37校を整備していく計画となっております。

以上、議案の説明を終わります。

(三浦委員)

二つの予算で、パソコンの性能等に違いはないのでしょうか。

(教育研究所長)

パソコンの性能等について仕様書で規定しておりますので、性能には違いはございません。

(出光委員長)

4ページにあります全体整備計画、平成21年度も37校とありますが、これで全学校整備されるということによろしいでしょうか。

(教育研究所長)

平成21年度ですべて整備されます。

(出光委員長)

無線LANの取り締まりというか、情報が近いところでトラブルがあるようですので、導入されているところもあると思いますが、無線LANからの情報漏れというのは特に先生方嚴重にお願いしたいと思います。

(奥寺委員)

小学生でも中学生でもパソコンの教育が必要となると思うので、管理についても必要になってくると思います。

(教育研究所長)

その辺りはしっかり対応していきたいと思います。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第36号・第37号は、「総員挙手」を

もって原案どおり可決、確定する。

## 日程第 7 議案第 38 号『給食費の改定について』

### 委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第 38 号「給食費の改定」の審議にあたり、議案としましたことについてご説明いたします。

給食費の決定については、これまで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条の 11「学校給食に関する事務」として、同法第 26 条の事務委任の規定により教育長専決事項と解し、教育長の決定後、教育委員会への報告事項としてまいりました。しかしながら、給食費の改定は、保護者等への影響が多である等を考慮しまして「教育長に委任する事務等に関する規則」の適用除外規定であります第 2 条(11)に定める「学校及びその他の教育機関の管理及び運営に関する基本方針を定めること」に該当し、教育長の専決事項ではなく、本委員会における議案となると判断いたしました。

従いまして、去る 10 月の教育委員会定例会において給食費の改定内容についてご報告いたしましたが、改めて議案として提出することといたしました。改定議案については、所管課長より説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(学校保健課長)

議案内容説明の前に、本議案提出に至りました経過を申し上げます。

(1) 給食費検討経過であります。本市の給食費につきましては、平成 3 年以来 17 年間現行の月額 3300 円に据え置かれており、昨年から食材料の高騰が著しいことから、給食食材の調達を行っている学校給食会と教育委員会事務局とで協議し、給食費について検討するため、学校現場、保護者、学校給食関係者で組織する「学校給食費検討委員会」を教育委員会内に 7 月に設置し、3 回にわたる検討会を経て、10 月 15 日に「給食費改定」を内容とする意見書が教育長あて提出されました。

これを受けて、10 月 17 日に学校給食会理事会が開催され、給食費改定案が承認され、本日の議案提出に至りました。

議案内容については

- 1 改定額は、小学校現行月額 3300 円を 4000 円に、ろう学校小学部も同様

に月額 4000 円に、ろう学校幼稚部については小学部の 1 食単価の 80%の各月の食数分を月額で徴収することとし、中・高等部については現行 3900 円を 4800 円に、養護学校については現行 3800 円を 4000 円に改定するものであります。

2 実施時期は平成 21 年 4 月からであります。

3 改定理由は、ほとんどの食材価格が高騰し、1 食単価 200 円の維持にむけての、献立上の変更や食材の量の減などの工夫も限界に達し、国が定めた栄養基準の保持も難しくなる可能性がある状況となっていること。改定前の平成 3 年度と 20 年 4 月の主要食材 22 品目の単価の比較では、平均 21.73%の値上げになっていること。さらには指導要領改訂により、来年度授業時間が総計で 35 時間増えることを考慮すると、給食実施回数が 3 回増加することなどであります。

4 改定額算出の根拠につきましては、学校給食会の給食材仕入価格における平成 3 年度と 20 年度の主要食材 22 品目の値上率が平均 21.73%であることから、現行給食費月額 3300 円にこの値上率を乗じ、100 円未満を切り捨てたものであります。

ろう学校について、幼稚部は小学部 1 食単価の 80%、190 円の各月の食数分を月ごとに徴収することとし、中学部・高等部については基準摂取カロリーが小学部の 1.2 倍であることから、給食費についても小学部の 1.2 倍とするものであります。養護学校については、小学校、ろう学校小学部と同額とするものであります。

最後に、提案理由であります。給食費の改定については、学校運営の重要事項の変更にあたるため、本委員会への提案といたしました。

以上で、議案第 38 号の説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

(永妻教育長)

今後はどのように進んでいくでしょうか。

(管理部長)

市議会に報告した上で、全市的に周知を行っていきます。

(奥寺委員)

給食費の滞納額も増加するということですか。

(管理部長)

これまでの督促方法を改め、文書などで確約するような策を考えています。



また今月には未納者に対して文書での催促を行っています。

(出光委員長)

給食が、より魅力的になるように努力して下さい。

(管理部長)

献立の企画と調達の工夫の両面から努力していきたいと考えています。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第38号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

(総務課長)

それでは、教育委員会の点検・評価について、ご説明させていただきます。

説明に使用する資料としましては、「点検・評価 実施の流れについて」「教育基本計画推進委員会からの意見について」「教育委員会点検・評価報告書」の3点になります。まず、「教育委員会の点検・評価報告書」とあります冊子の1ページをお開きください。

(1)点検・評価の目的にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことにより、今年度から全国すべての教育委員会で実施が義務付けられたものでございます。内容としましては、教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、地域住民への説明責任を果たすという意味で、市議会への報告、市民への公表が必要とされたものです。また点検・評価の実施にあたっては、客観性を担保するため、学識経験者の知見を活用することとされており、なお、点検・評価の具体的な内容や方法については、各教育委員会に委ねられております。

横須賀市では、従来から教育基本計画の進行管理を行っていたこともあり、それを基に改善を図りながら、点検・評価を実施いたしました。別紙資料「点検・評価実施の流れについて」をご覧ください。今回の点検・評価の実施の流れについてご説明いたします。

まず、教育委員会の点検・評価プロジェクトチームにて、指標の設定や対象事業など掲載内容を検討し、その後、各所属に実績値や記載内容について照会を行い、内部点検書の作成を行いました。

次に、点検書に対する意見、としまして、で作成いたしました内部点検

書を学識経験者の方2名にそれぞれ見ていただき、指標や事業実績などについて、意見をいただきました。

次に、評価案の作成ということで、学識経験者の意見をいただいた後、指標や事業実績、意見などを踏まえて、現状分析と今後の方向性をまとめました。

ここで 原案確定ということで、別冊の教育委員会点検・評価報告書を作成しました。

次に教育基本計画推進委員会ですが、これは従来から教育基本計画の進行管理を行っていた委員会で、点検・評価報告書に対するご意見をいただきました。

いただきましたご意見については、後ほどご報告させていただきます。

そして本日の教育委員会定例会において、の部分になりますが、評価案の確定をさせていただきたいと思います。

確定した評価案については、12月に市議会への報告、また市民への公表という流れで進めてまいります。

「教育委員会点検・評価報告書」の3ページをお開きください。この点検・評価報告書の見方について記載しております。このページを利用して構成をご説明させていただきたいと思います。

まず「1生涯を通じて自分を磨き続ける」という部分が教育基本計画で立てている施策体系の名称となります。

次に、(1)施策の背景、として、その施策をなぜ行うか、について説明しています。またその下には、大きな施策体系である「生涯を通じて自分を磨き続ける」の下に位置づける施策を記載してあります。「生涯を通じて自分を磨き続ける」の場合ですと「学習の基礎基本の習得」など12項目となっております。

次に、(2)施策指標についてです。ここでは、施策体系の進展状況等を測るために、参考となる指標をいくつか設定しています。

表の左から3番目「目標設定基準値」の欄には、23年度目標を設定するにあたって基準とした数値と時点を、「23年度目標」とありますのは教育基本計画の最終年度である平成23年度時点での目標を、また「到達度」とありますのは、23年度目標に対する19年度時点での到達度を、示しております。

次に、(3)実施事業の状況です。表の左側から、基本計画のアクションプランに掲載している事業について、18・19年度実績を掲載しております。また、事業名のうえに、重点と四角で囲ってある事業につきましては、横須賀市の重点政策・施策評価結果報告書に掲載の事業であることを示しています。

次に、(4)外部の方々からいただいたご意見、です。これは、(2)施策指標と(3)実施事業の状況の部分、を、学識経験者の方に見ていただき、ご意見としていただいたものを掲載しております。

最後に(5)評価についてですが、(1)～(4)をもとに、現状分析で、

教育委員会として現状をどう捉えているか、今後の方向性で、今後どのように考えていくかということに記載しております。

なお、施策と事業の表に出てくる用語のなかで、分かりづらいと思われるものは、注をつけ、その施策体系ごとの一番後ろのページに用語解説をつけております。

5 ページから 21 ページについては、施策体系ごとに今説明しました内容が記載されております。

22 ページから 25 ページには、アクションプランに掲載のある他部局の事業の実施状況が参考に掲載されています。

そして 25 ページの後ろに、横須賀市教育委員会点検・評価についてのご意見、ということで、この点検・評価報告書を見ていただいて、ご意見をお寄せいただけるようにしております。

5 ページをお開きください。それでは、「1 生涯を通じて自分を磨き続ける」の部分について説明いたします。

(2) 施策の背景としまして、市民一人ひとりが生涯を通じて継続的に自ら学び、自ら考え、問題を解決できるように、生涯学習社会の構築を目指す施策・事業を行っていくということで、その状況を測るものとして、(2)で、学習の基礎基本の習得状況(小学校)と(中学校)、学校教育支援ボランティアの活用状況、英語によるコミュニケーション能力の習得状況、生涯学習センターの利用者数、を設定しております。

これについて、外部からいただいた意見としましては、8 ページに記載のとおり、ボランティア数は目標を大幅に上回って評価できるということ、中学校の基礎基本の習得状況や英語によるコミュニケーション能力の習得状況などは、目標設定が少し低いのではないかと、という内容のご指摘をいただいております。

また実施事業についての外部からの意見としましては、8 ページに記載のとおり、多様に事業が展開されており、今後はこれらの質を上げることを目指して取り組んでほしいこと、地域伝統芸能教室は今後の開催等について工夫が必要であること、体験学習の促進を図るために、授業者以外のコーディネーターの配置などの工夫が必要であること、小中連携について評価できる、などのご意見をいただいております。

これらを受けて教育委員会として、8 ページ(5)の今後の方向性に記載のとおり、教員研修などで授業内容の充実などに努めるとともに、新学習指導要領の全面実施に向けて、円滑な実施体制や事業を検討すること、キャリア教育について商工会議所と連携して取り組み、充実を図ること、生涯学習の面で、市民への学習機会提供やネットワークが広がることに努めるとともに、学習の成果を学校での教育活動等に活かす仕組みや事業を検討すること、公民館につ

いては平成 20 年度から市民部に業務が移管されるが、引き続き連携し、サポートしていくこと、などをあげております。

続きまして、11 ページをお開きください。「2 思いやりや素直に感じる心をもつ」ということで、施策の背景として、一人ひとりが他人を思いやる心や感動する心をもてるように、芸術や文化に触れる機会を提供する事業などを行っていくというので、その状況を測る指標として、(2)で、人権講座の受講人数、美術館展覧会の観覧者数、自然観察会・講座等への参加人数、いじめ解消率、不登校児童生徒の学校復帰改善率、の5つをあげています。

これについて、外部からいただいたご意見としましては、13 ページに記載のとおり、美術館の利用促進により、市民生活に一層の潤いが生まれるようにということ、いじめ不登校などの問題に特效薬は期待しにくいので、地道で誠実な対応と学校教育関係者に粘り強く取り組んでほしい、などのご意見をいただきました。

実施事業につきましては、特別支援教育に関する介助と専門的な立場からのサポート要員の充実が必要であること、ふれあい相談員の配置時間数のさらなる拡充が望まれること、家庭学級講座のニーズに対して適切に実施したことが評価される、などの意見をいただきました。

これらを受けて教育委員会として、(5)の 今後の方向性に記載のとおり、不登校については、復帰改善率が向上してきているので、既存事業を粘り強く継続していくとともに、不登校の防止につながる方策を検討する、支援を必要とする子どもに対する体制として、はぐくみかんなどと連携した専門的な福祉・医療の視点も取り入れたものを検討していく、人権講座や自然観察会などは、より多くの人に関心をもっていただくよう、周知や内容を工夫していく。ことなどを考えております。

15 ページをお開きください。「3 健やかにいきいきと動く」についてです。施策の背景として、一人ひとりが健康で生きがいを持って生活を送れるように、スポーツに対する関心を高める、スポーツを楽しむ機会を確保するなどの事業を行っていくというので、その状況を測るものとして、(2)で状況を測る指標として、体育施設等の利用人数、体力・運動能力調査の結果、の2つの指標を設定しております。なお、欄外に体力・運動能力調査の調査項目を参考に掲載しております。

これについて、外部からいただいたご意見としましては、16 ページに記載のとおり、社会全体でスポーツする機会を増やす工夫が望まれること、体育施設等の利用人数に関しては評価できる、とのご意見をいただきました。

実施事業につきましては、学校教育における部活動指導者の負担軽減を通じて、教員の授業の質的向上などを図る必要があること、応急手当普及員の資格取得

者の配置校 100%を目指すべきであること、などの意見をいただきました。

これらを受けて教育委員会として、(5)の 今後の方向性に記載のとおり、スポーツ教室やイベントなどによりスポーツに対する関心を高めること、スポーツを通じて、市民が一体となって盛り上げられるような元気につながる施策を検討すること、施設面での整備や既存施設を活用したスポーツをする場の確保に取り組むこと、運動部活動へ技術指導者を派遣することによって、体制整備をし、部活動への加入率の増加につなげることなどを考えています。

17ページをお開きください。「4 多様な教育・学習活動を支える」についてです。施策の背景としましては、学校教育や社会教育の施策を効果的に進めるために、施設整備や利用環境の構築、相互の連携協力などの事業を行っていくもので、その状況を測る指標として、(2)で、学校施設開放の利用人数、まなび情報の提供件数、普通教室のLAN整備率、小・中学校の耐震化率、特別支援学級の設置、の5つをあげています。

これについて、外部からの意見としては、20 ページに記載のとおり、学校施設開放や学び情報の提供は、地域社会への貢献施策として評価できる、普通教室LAN整備率については、目標に向けて取り組んでほしい、子どもたちの多様なニーズに対応するため、特別支援学級の設置とその充実が不可欠である、などのご意見をいただきました。実施事業については、21 ページに記載のとおり、学校空調設備・校舎等の耐震補強の重要性、博物館の耐震補強工事の必要性について、学校評価や国際コミュニケーション能力育成事業への今後の期待、奨学金支給事業の重要性、教育基本計画推進委員会に関するもの、教員研修の更なる充実の必要性、などについてご意見をいただいております。

なお、実施事業のうち 20 ページの一番下の欄に、「教育委員会議の開催」と「教育委員等の活動状況」ということで、掲載させていただいております。

これは、今回の点検・評価の趣旨のひとつとして、会議の部分を含めた教育委員会の活性化が求められているということを受けて、事業とは少し趣旨が違うのですが取り組み等について掲載させていただきました。

これらを受けての教育委員会の今後の方向性についてですが、21 ページ(5)の に記載のとおり、国際教育や情報教育について、ALTの配置拡充やLAN整備などハード面での環境整備が一気に進むので、その効果が発揮されるようソフト面での充実も併せて図っていくこと、地域との連携により、地域の教育力を生かすとともに、一体となって学校評価など様々な取り組みを検討していくこと、教師がこどもに向き合う時間を確保すること、教育委員会と学校との連携強化や関係団体の懇談などを通じて、教育委員会の活性化を図っていくことなどを考えております。

最後になりますが、「教育基本計画推進委員会からの意見について」をご覧ください

ださい。

まず、「1 教育基本計画推進委員会」についてですが、1（1）に記載のとおり、学識経験者、関係団体推薦者、公募市民で構成されている委員会で、従来から教育基本計画の進行管理を行っておりました。

この教育基本計画推進委員会を 11 月 13 日（木）に開催し、本日と同内容の報告をしたうえで、委員から意見をいただきました。

いただいた意見の内容については、「2 意見等概要」に記載のとおりです。

まず、「子ども読書活動推進事業」については、記載の内容が分かりづらいとのご指摘をいただきましたので、整理して修正いたしました。

次に、学習の基礎基本の習得の部分では、高い目標値を設定してほしいとの意見をいただきました。

また、「学校運営支援事業」これは、学校教育活動への理不尽な要求など解決困難な問題に関して、学校が弁護士に相談できるように、というのですが、これについては、先生の負担を軽減し、子どもと触れ合う時間を確保するのに有効と思われるので、そのような取り組みを積極的に行ってほしいとのことでした。

また、全体を通しての意見として、社会全体の規範意識を高めるためにも、人権教育や道徳教育の実施のほか、保護者や社会一般への働きかけを積極的に行ってほしいとの話をいただきました。

以上で教育委員会の点検・評価についての報告を終わらせていただきます。

（質疑なし）

次の報告事項を聴取

『中学校駅伝競走大会について』

（スポーツ課長）

横須賀市中学校駅伝競走大会が、10 月 25 日（土）に開催されました。この大会は、中学校総合体育大会の最終種目として、市内公立中 24 校と私立横須賀学院中を合わせた 25 校の参加で男女に分かれ、行われるものであります。各校とも部活種目や学年を越えて全校体制で臨んでくるこの大会も、途中交通事情の悪化により 1 度中止したことがありましたが、今年で 59 回目という歴史を積み重ねてまいりました。

昨年度までの 32 年間は、県立観音崎公園内を使用しての大会でしたが、資料

にお示した通り、「生徒の安全」「コース確保」や「教育活動への影響、そして「観戦される保護者や地域、学校関係者」の方々への配慮等の理由から馬堀海岸コースへの変更となりました。

天候にも恵まれ、たいへん多くの方々の応援の中、生徒たちは、力の限り一本のたすきをつないでいました。その姿には、多くの方の感動を呼びました。

当日は、教育長にスターターをお願いし、新たなスタートをきりました。奥寺委員にもおいでいただき、沿道での応援をしていただきました。ありがとうございました。

国道を使つての中学校駅伝大会はめずらしく、景観すばらしいこのコースでこれからも長く続けられるよう校長会や中学校体育連盟、そして地域の方々等と更に連携を深め、築いていきたいと考えております。

尚、大会結果につきましては、資料の裏面に記載しておりますのでご覧いただければ幸いです。以上で報告を終わります。

(出光委員長)

来年には横浜横須賀道路の延伸工事が完了しインターチェンジができるが、影響はあるのでしょうか。

(スポーツ課長)

今年のコースレイアウトからインターチェンジ予定箇所は外れているため、現段階では直接的な影響はないと考えている。今後、実際にインターチェンジが供用された後の交通状況等を踏まえながら、これからの実施について検討していきたいと考えています。

(他に質問なし)

教育委員から

(奥寺委員)

年末ということで、飲酒をする機会が増えると思う。飲酒運転は言語道断だが、公務員として節度ある行動をとるように周知していただきたい。

(他に理事者報告、委員からの質問なし)

7 閉会及び散会の時刻

平成 20 年 11 月 21 日 (金) 午前 11 時 40 分

横須賀市教育委員会  
委員長 出光紀子